

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請の流れ

① 介護保険要介護（要支援）認定の有無

認定無し

② 介護保険要介護（要支援）認定申請

申請中でも住宅改修の事前申請は可能ですが、支給を受けるためには改修日時点で要介護（要支援）認定を受けている必要があります。

認定結果が「非該当」の場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

認定有り

③ 担当ケアマネジャーまたは忠岡町地域包括支援センターへ相談

介護保険による住宅改修はケアマネジャー等により作成された「住宅改修が必要な理由書」に基づいて行われます。

要支援認定をお持ちの方で担当ケアマネジャーが未定の場合は忠岡町地域包括支援センターへ、要介護認定をお持ちの方で担当ケアマネジャーが未定の場合は任意の居宅介護支援事業所にご相談ください。

④ 改修必要箇所や施工業者の選定

⑤ 事前協議に係る申請書類を提出（事前申請）

⑥ 介護保険住宅改修確認書の送付

事前申請の申請書類等を確認後（1週間から10日程度）被保険者宛に「介護保険住宅改修確認書」を送付しますので必ずご確認の上、施工業者に連絡してください。

※施工業者宛には送付していません。

※支給決定通知ではなく、事前申請の確認を行った旨をお知らせすることが目的の通知です。

⑦ 改修完了後の申請（事後申請）

⑧ 支給（却下）決定

⑤の事前申請の内容通りに改修が行われているか、⑦の事後申請書類の確認後に支給（却下）決定が行われます。

【問い合わせ先】

忠岡町健康福祉部福祉課

0725-22-1122（代表）